## 関西労働者安全センター

2021. 9.10発行(通巻第525号) 200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3 JAM西日本会館5階 市民オフィス内 TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229 郵便振替口座 00960-7-315742 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 E-mail:info@koshc.jp ホームページ:http://koshc.jp/



脳出血で死亡 公務災害に認定	災害に泊まり込みで対応した市役所職員	
全国労働安全衛生センター連絡会議総会のお知らせ	脳出血で死亡 公務災害に認定	2
死ぬまで元気です vol.40 右田孝雄	コロナ禍の労災補償と安全衛生 5	5
韓国からのニュース ······· 13 前線から ····· 17	全国労働安全衛生センター連絡会議総会のお知らせ)[	)
前線から17	死ぬまで元気です vol.40 右田孝雄	1
	韓国からのニュース	3
	前線から	7

# 災害に泊まり込みで対応した市役所職員 脳出血で死亡 公務災害に認定

## 多くの被害をもたらした台風20号

台風による災害対策にあたった市役所の 対策責任者の職員が対応後に脳出血で意識 不明となり、翌日亡くなった。遺族は公務 災害申請し、業務上と決定された。

2018 年 8 月、ミクロネシア連邦のチューク諸島近海で発生した台風 20 号「シマロン」は、北西に進みながらその威力を増し、四国沖から進路を徐々に北へと変え、徳島県南部に上陸、瀬戸内海を越えて本州の兵庫県に再上陸後北へ抜けた。その後は日本海を北上しながら東へとカーブしていき、秋田県沖で温帯低気圧に変わった。和歌山県田辺市では、台風 20 号が接近した23 日午前 9 時ごろから大雨警報、洪水警報と発令され、市役所では危機管理局長であったA さんを中心に対応を開始した。

市役所の防災体制は、警戒レベルが上がるにつれ、「警戒準備体制」、「警戒体制」、「災害対策準備室」へと格上げされることになっている。23日午前10時に「警戒体制」となった後、田辺市全域に避難準備・高齢者などの避難開始を発令した。午後5

時40分には田辺市全域に大雨警報、本宮 地域に洪水警報、本宮湯川地区には7時 30分に避難勧告、大塔川の水位が急上昇 し、8時45分に避難指示を出した。9時 40分から次々と土砂災害警戒情報が発表 された。

9時58分には避難勧告を市全域に拡大 し、防災体制を副市長を長とした「災害対 策準備室」に格上げした。

強い雨はその後も続いたが、翌日午前3時過ぎには一部の地域を除いて、暴風・大雨警報が解除され、体制を「警戒体制」とした。その後、一部の洪水警報を除いて警報が解除され、避難者も自宅に戻ったことから、午前6時に体制を「警戒準備体制」とし、185カ所の避難所のほとんどを閉鎖するとした。



ところが、午前9時12分に本宮地域に 再び大雨警報がでて、職員体制を再編成し た。土砂崩れの被害情報や市道の崩落によ り孤立状態になった地域もあり、現状把握 や対応に追われた。昼前に警報解除、体制 も解除したが、Aさんは、夕方まで被害情 報収集、確認と対応に当たり、自宅に帰っ たのは午後6時だった。

ところが、翌日午前10時頃、自宅でけ いれんを起こして救急搬送されたが、翌日 の早朝に亡くなった。脳の血管からの出血、 「橋出血」が死亡の原因だった。

#### 来なかった副市長

突然のことにAさんのご家族は大変な ショックを受けた。これまで健康に何の問 題もないと思っていたAさんが、あっとい う間に亡くなってしまったのだ。直前の仕 事でいったい何があったのか、疑問に思う ようになっていった。

役所に泊まり込んだ翌日24日午前9時 半にはAさんから「一旦帰ってでなおしま す」という LINE が入っていた。しかし、 11時前には「帰れない、風呂入りたい」 と送られてきて、午後には「しんどい、寝 てない、すぐ帰る」「たおれそう」「体調悪 い」というつらさを訴える内容になった。

また帰宅後に、Aさんは防災体制の長で ある副市長が電話連絡しても「もう寝るか ら」と言って役所に来なかったという話も していたし、同僚からも大変だった様子を 漏れ聞いた。

Aさんの死は、直前の仕事が原因ではな

いのか、ご家族はそう考え調べ始めた。

Aさんの奥さんと息子さん、娘さんたち は、役所を訪問し聞き取りを行った。4つ のセクションの計7人が応じた。

夜遅くに雨風が強い中、全域避難勧告を 出せば市民の命の危険にもかかわるのでは ないかと、非常に悩ましい状況であったこ と、翌日に職員は交代できずに休憩もほと んど取れずに、再度の警報に対応したり非 常に緊張が続いたことなど話が聞けた。

副市長についても、「災害対策準備室」 に体制を強化する時点でAさんが連絡した が、その後、Aさんが「副市長は来ない、 もう寝ている」と言っていたというような ことを複数の人が聞いていた。また明け方 の落ち着いたころにAさんに副市長に連絡 するよう言うと、「副市長は寝ているし連 絡したら怒られる! と言っていたとも証言 した。

市は公務災害の請求に消極的で、請求人 となるAさんの妻が請求書を提出できたの は、12月20日のことだった。

死の直前の業務の過重な負荷のみで業務 が原因と認められるのか、負荷となった災害 対応の状況や副市長の不在などの事実関係 も認定されるのか、遺族の不安はつきない。

関西労働者安全センターへは、9月に遺 族が相談した弁護士を通して連絡が入り、 請求書の作成や事実を補完する添付資料の 作成にアドバイスを行った。

できる限りの客観的証拠を収集したが、 職場の人たちの証言については、今後の役 所内での立場をおもんばかって、遺族が誰 それからこういう話が聞いたと記述するに

#### 采汗 車日 ---2021年(全和3年)7月21日(水) 1.3 版 第2和歌川 24 災指揮後急死 ことがわかった。 上の災害」と認定していた 務員災害補償基金が「公務 が直後に亡くなり、地方公 た危機管理局長 (当時57) 所の防災体制の指揮をとっ 年8月の台風20号で、 再発防止は 田辺市を曝った2018 う」「体の悪い」……。悲痛い、寝てない」「たおれそ 室 (300人) 備体制(50人)②警戒体制 と、市の防災体制は①警戒簿 ことを家族に語った。 副市長が市役所に来なかった 食をとりながら、夜間の判断 快活さは消え去っていた。夕 時ごろに帰宅した。 っていた局長は、24日午後6 な言葉を家族にLINEで送 備室を設置したあとも上司の に苦しんだこと、災害対策の (150人) ③災害対策準備 市地域防災計画などによる 疲れきっていた。日ごろの 「風呂入りたい」「しんど 家族、 田辺市 18年台風20号 (下地毅) -の順番で設置される。 職員に「公務災害 喪 ことがうかがえる。 月23日から24日にかけて強 まり、夜になって避 動物告 るしく変わり、夜までにこ に、大雨蓄報、洪水蓄報、 朝の暴風警報をかわきり た基金の資料などによる った。遊■情報も避難準備 れらの発表は計20回にのぼ いストレスに襲われていた 当日体制などに疑問 ・高い者等避い開始から始 しのときの気象情報は23日 田辺市の資料によると、 20年6月16日付で認定し 危機管理局長は18年8 田辺市危機管理局長=2017年8月撮影、濃族提供2018年の台風20号の対応にあたり、亡くなった元 没後3年いまだ市から説明なし ③は副市長が室長に就くこと だったのか。再発防止策はど 市長らに判断を求める事案も 況ではなく、自宅待機中の副 長に判断が集中したという状 長にはいつでも連絡ができる のままだったことについて、 になっている。 つもある。当日の体制は十分 なかった」などと回答してい が過ぎていたこともあり、局 室設置以降は暴風雨のビーク 状態だった」 田辺市は基金の調査に「副市 したあとも副市長が自宅待機 ③の災害対策準備室を設置 家族が知りたいことはいく るなかで、自宅にとどまっ 5 日夜、局長は深く悩んでい の度をあげていった。 害需戒情報が発表されてい 烈な風雨の被害に遭うので 間に避難行動をとった市民 避難指示 (緊急) へと警戒 した場合、見通しの悪い夜 へ、さらには一部地域への 台風20号が最接近した23 避難勧告を出さなかった 避難勧告を市の全域に出 すでに市全域に土砂災 かえって台風による略 一災害対策準備 は「家族から要請があればと 3年が経とうとする今も説明 する」もあげた。局長の死から 『ふた』をしたいのでしょう」 とり死んでいる。しかも市の 切していない。 この間、「意向」の確認を 向」を確認する必要があると 認定した。 していないと問うと、 業務で死んでいる。このまま かにしなかった。 答えた。しかし約2週間後に と、市総務課は一家族の商 い理由に「まずは家族に説明 ても「個人情報」として明ら した。繰りかえし説明を求め 「答える必要がない」 いのはなぜかだ。 家族はつぶやく。 家族によると、市職務課は 的又は肉体的負荷を受けたあることから、強度の精神 なく業務に従事したもので た、ほとんど休息する間も 判断をせざるを得ず、 応の指揮を執り、最終的な 市総務課は取材に回答しな 朝日新聞が取材を申し込む 来事・突発的事態に遭遇し ものと認められ、 亡くなった。 出血のひとつ「種出血」で 室の設置を決めた している姿を家族が見つけ の勤務だった局長は休む間 小していった。 除され、市の防災体制も縮 がすぎたため警報は順次解 た市民が土砂災害に遭わな いか。 になった。翌朝にけいれん もなく対応に追われた。 響が再び出たため、夜通し 告を発令し、災害対策準備 時58分、市全域への避■勧 この「はざま」に苦しん 基金は「実質的に災害対 ところが24日朝に大雨警 その後、暴風雨のピーク 帰宅は24日午後6時ごろ 26日午前5時56分に脳 一と回答

とどめた。

本来なら、初めての大型の台風の対応、 責任ある立場で、しかも避難勧告を出した り、洪水や土砂災害が相次ぎ、市内の何か 所もが通行止めになるような状況に即座に 対処しなければならないという事態であっ たので、Aさんには相当過重な負荷がか かったと考えられ、すんなり業務上認定と なるはずである。しかし、「絶対」とは言 えず、奥さんたちと結果を待った。

## 市からは説明なし

請求後、地方公務災害基金からはいくつ かの点を追加で確認された。その中には、 副市長のこともあった。追加回答を翌年 4 月に送った後、6月に公務災害と認められ た。

遺族の努力、それにAさんが頑張ったこ とが認められ、とても喜ばしいことだった。 ただ遺族は、いまだに市からAさんの死 の直前の業務について、詳しい説明が行わ れていないことに納得がいかなかった。

告別式に参列した副市長からは直接には お悔やみの言葉もなく、遺族が市役所を聞 き取りに訪れ、台風対応の業務体制に疑問 を呈していることは分かっているはずであ るにもかかわらず、なにも動こうとはして いない。

Aさんを知る他の職員たちは、「心のあ る人」「部下思いで嘘をつかない人」と語っ ていた。まっすぐで部下に慕われ、ユーモ アもある人だった。そんなAさんの遺族に 対する市役所の態度との温度差は大きい。

遺族は、事実関係の説明と、今後の再発 防止を求めている。

# コロナ禍の労災補償と安全衛生

新型コロナウイルス感染症の労災保険給 付件数がうなぎ登りだ。厚生労働省の発表 によると、9月10日現在で支給決定をし た件数は13.626件だという。それまでの 累積の請求件数は 17.457 件で、決定件数 は13.885件だというから、請求に対する 支給決定率は98%を超える(次ページ表  $1)_{0}$ 

業務が原因で病気になる「職業性疾病」 の発生件数は、新型コロナウイルス感染症 の影響がなかった 2019 年までの 5 年間を みると、毎年7千~8千人台で推移してい て、そのうち死亡者数は100人前後だ(7 ページ表2)。「病原体による疾病」は、多 かった 2015 年で 201 人であとは 100 人 台だ。ところが新型コロナウイルス感染症 が職場での発症が確認されるようになった 昨年は、6041人の発生が報告され、業務 上疾病の総数も 15.038 人と、ほぼ倍増と なっている。

新型コロナウイルス感染症にり患した ら、もちろん休業4日以上となることは確 実なので、事業者には死傷病報告を提出す る義務があり、厚生労働省はあらためてチ

ラシを作製するなどして周知をしたことも あり、職場の状況が反映されたものという ことができる。

この間の状況を考えると、今年の業務上 疾病の発生状況と、その労災保険給付支給 件数は、もはや空前の数字を示すことは明 らかだろう。

### 蓋然性があれば業務上

新型コロナウイルス感染症に感染した ら、どこまでが労災保険の給付対象となる か、厚生労働省が示しているのは、①感染 経路が業務によることが明らかな場合、② 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが 高い業務に従事し、それにより感染した蓋 然性が強い場合の2つだ。

①は感染経路が特定され、職場が原因で あることが明らかな場合ということだが、 とくに医師・看護師や介護の業務に従事す る人は、業務外での感染が明らかな場合を 除き、原則として対象となる。②では、複 数の感染者が確認された労働環境下での業 務、顧客との近接や接触の機会が多い労働

## 表1 新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

令和3年9月10日 18時現在

_				4HO073			
	業 種	請求件	-数	決定件	-数	うち支給	件数
1.	医療従事者等	12,857	(17)	10,682	(15)	10,496	(15)
	医療業	8,378	(6)	7,124	(6)	6,960	(6)
	社会保険・社会福祉・介護事業	4,213	(11)	3,358	(9)	3,336	(9)
	サービス業(他に分類されないもの)	202	(0)	144	(0)	144	(0)
	教育、学習支援業	45	(0)	44	(0)	44	(0)
	複合サービス事業	13	(0)	9	(0)	9	(0)
	学術研究、専門・技術サービス業	4	(0)	1	(0)	1	(0)
	製造業	1	(0)	1	(0)	1	(0)
	運輸業、郵便業	1	(0)	1	(0)	1	(0)
2.	医療従事者等以外	4,569	(62)	3,183	(34)	3,110	(33)
	農業、林業	7	(0)	5	(0)	4	(0)
	漁業	14	(0)	4	(0)	4	(0)
	建設業	371	(9)	224	(5)	219	(5)
	製造業	512	(5)	287	(4)	286	(4)
	情報通信業	45	(0)	28	(0)	27	(0)
	運輸業、郵便業	473	(14)	362	(7)	356	(7)
	卸売業、小売業	311	(10)	212	(2)	208	(2)
	学術研究、専門・技術サービス業	97	(1)	58	(0)	56	(0)
	金融業、保険業	17	(1)	11	(1)	10	(1)
	不動産業、物品賃貸業	93	(3)	56	(2)	56	(2)
	宿泊業、飲食サービス業	303	(1)	218	(1)	214	(1)
	生活関連サービス業、娯楽業	88	(0)	56	(0)	56	(0)
	教育、学習支援業	126	(0)	68	(0)	67	(0)
	医療業	659	(0)	524	(0)	489	(0)
	社会保険・社会福祉・介護事業	906	(9)	727	(4)	726	(4)
	複合サービス事業	18	(0)	12	(0)	11	(0)
	サービス業 (他に分類されないもの)	529	(9)	331	(8)	321	(7)
3.淮	<b>身外出張者</b>	31	(4)	20	(2)	20	(2)
	製造業	13	(1)	9	(0)	9	(0)
	卸売業、小売業	4	(1)	2	(1)	2	(1)
	学術研究、専門・技術サービス業	8	(1)	5	(1)	5	(1)
	生活関連サービス業、娯楽業	1	(0)	1	(0)	1	(0)
	サービス業(他に分類されないもの)	5	(1)	3	(0)	3	(0)
	計	17,457	(83)	13,885	(51)	13,626	(50)
						<u> </u>	

- ※1 集計時点は都道府県労働局から厚生労働本省が報告を受けた時点です。
- ※ 2 業種は「日本標準産業分類」(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)によっています。
- ※3 「医療従事者等」とは、患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事する者をいいます。
- ※ 4 ( )内は遺族請求(死亡)に係る件数で、内数です。
- ※ 5 本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ、変更することがあります。
- 6 関西労災職業病 2021.9 no. 525

年	業務上疾病	病原体による疾病	うち新型コロナウイ ルスり患によるもの
2021	?	?	???
2020	15,038(98)	6,291(23)	6,041(20)
2019	8,310(80)	113(0)	
2018	8,684(97)	171(0)	
2017	7,844(89)	105(0)	
2016	7,340(77)	125(1)	
2015	7,368(120)	201(1)	

表2 業務上疾病の発生状況

休業4日以上のもの。()内は死亡で内数。

環境下の業務を例としてあげている。

具体的な認定例として例示されているの は、小売業での販売員、飲食店員、バス運 転手、タクシー運転手、保育士、港湾荷役 作業員などだ。また厚生労働省の事務連絡 によると、一つの職場で3人の感染が確認 され、3人とも感染経路が不明であるとい うような場合、全員が業務上と判断される 事案もあり得るとしている。

つまり新型コロナウイルス感染症の労災 認定基準は、基本的に蓋然性があれば業務 上として支給するというものだ。

## コロナ禍療養の現実に即した対応

労災保険の給付は、治療や薬剤などの療 養補償、療養のため休業して賃金を受けて いないときは休業補償、亡くなった場合に は遺族に対して遺族補償等となる。

それではこんな場合、休業補償はどうな

るか。発熱してPCR検査を受けたところ 陽性と判定され、保健所の指示により自宅 で療養したが、医師による診察を受けてい ないので、休業補償給付の請求書の「診療 担当者の証明」が受けられない。労働基準 監督署の対応としては、保健所から発行さ れる「宿泊・自宅療養証明書」、「就業制限 通知書」などの添付により、療養のための 休業との判断をすることとしている。

たしかに休業補償給付支給請求書は、「病 院又は診療所」の所在地、名称と診療担当 者の記載欄があるが、これは書式上、医学 的な休業の要否判断を資格を有する医師に 求める一般的な傷病を想定したものに過ぎ ない。要するに、療養のための休業であり 賃金を受けていないという、労災保険休業 補償の支給要件を満たしているという判断 を、現在の新型コロナウイルス感染症をめ ぐる状況にあわせて適正に判断するという ことだ。

#### コロナ禍労災は職場での対応が大事

大阪梅田の百貨店でクラスターが発生し、145名の従業員が感染などというニュースがこの8月に報道された。小売業というリスクの高い職場で、クラスターとなると、この145名のほとんどは労災保険の給付対象ということになる。

ただ、労災保給付は、あくまで請求人の 意思により行うこととなっている。各給付 の請求書の様式には、所属する事業所の労 働保険番号や事業所の証明欄と請求人本人 の記入欄があり、それらが整い労働基準監 督署長あての請求がなければ始まらない。

百貨店は専門店の寄り集まりで、働く販売員の所属事業所は様々だ。それぞれの事業所の担当者が労災保険の請求実務について適切な対応ができるだろうかという問題がある。

また治療については、新型コロナウイルス感染症が法律上公費負担となっているので、被災者や事業所が何もしないでおくと、 労災保険の扱いをされることはない。

以上のことから、職場で新型コロナウイルス感染症に感染した場合、多くは労災保



険の給付を受けることが可能であるし、またそうしなければ、労働者の権利が不当に失われる。事業所の担当部門や労働組合が、しかるべく対応すべきということになるだろう。

### 死傷病報告と退避させる義務

先にふれたように、職場由来で新型コロナウイルス感染症が発生し、休業4日以上の被災者が出たときは、労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出する義務が事業者にある。

もし職場で感染者が出たにも関わらず、 事業者がそのまま他の労働者に就業続行を 求めたらどうだろう。まず保健所の指導が あるだろうが、労働安全衛生法上も「労働 災害発生の急迫した危険があるときは、直 ちに作業を中止し、労働者を作業場から退 避させる等必要な措置を講じなければなら ない。」(第25条)という義務が事業者に は課せられている。

この条文は、労働安全衛生規則第274条の2、酸素欠乏症等防止規則第14条、特定化学物質障害予防規則第23条など省令の根拠条文で、違反した者には「6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」との規定がある。必ずしもコロナ禍のような感染症での適用があるとはいえないかもしれない。

しかしこの条文の行政解釈をみると、「本 条は、事業者の義務として、災害発生の緊 急時において労働者を退避させるべきこと を規定したものであるが、客観的に労働災 害の発生が差し迫っているときには、事業 者の措置を待つまでもなく、労働者は、緊 急避難のため、その自主的判断によって当 然その作業現場から退避できることは、法 の規定をまつまでもないものであること。」 (昭和 47.9.18 基発第 602 号 「労働安全衛 生法および同法施行令の施行について」) とされている。

たとえばコロナ禍の発生が明らかな職場

環境で、就業を命じられるようなことがあ れば、この条文効力を持つことになる。

また、労働契約法第5条に規定されてい る安全配慮義務もある。

労働者が感染したら迷わず労災保険の給 付を請求するという常識を確立し、労働者 の健康を守る法律上の手立てを明確にして おくことがいまとても重要だ。

# 原発被ばく労災

広がる健康被害と労災補償

被ばく労働を考えるネットワーク(編)

■出版社:三一書房

https://31shobo.com/2018/04/18009/

■体裁:四六判、ソフトカバー、223 頁

■定価:本体 1700 円+税 ISBN978-4-380-18009-5 C0036



## ルポ東尋坊 生活保護で自殺をとめる

毅 下地

東尋坊の断崖をさまよい、眼下の海をのぞいて立 ちすくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そ うした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO 月光仮面」。断崖の自殺防止パトロールだけではな く、命以外のすべてを失っている人に、生活保護の 申請を援助し、住む場所と日々の食事を用意し、自 立を促す「NGO月光仮面」の活動。

「NGO月光仮面」は、生活保護申請を様々な 手口で受け付けない行政と年間1万人を超える人 間を自殺に追いやる冷酷な日本国に立ち向かう! (2021.1)

緑風出版/四六判上製/328頁/2400円



## 全国労働安全衛生センター連絡会議

# 第32回総会 10.23 オンライン開催

日時: 2021年10月23日(土) 13時~16時

①記念講演 呉学殊氏(労働政策研究・研修機構) 「フリーランスらが労働者としての権利を確立するためには 一諸外国ならびに日本の現状と課題」(仮題) ②特別報告 土屋俊明氏(ウーバーイーツユニオン執行委員長) ③全国安全センター第32回総会議事

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大予防のため、 ZOOMを使ったオンライン開催とさせていただきます。 議案は安全センター情報2021年9月号に掲載されています。 会員の皆さまには、同封のご参加確認の返信用葉書で、 参加いただける場合には、事前にご連絡いただくようお願いいたします。 合わせて、joshrc@joshrc.net宛てにメールアドレスをお知らせいただければ 後ほどZOOM参加用のURL等をご連絡いたします。 https://joshrc.net/32-2 からも参加申し込み可能です。 ZOOM利用のご経験のない方には利用方法等をご説明しますので ご遠慮なく相談してください。よろしくお願いいたします。

#### 主催

主催:全国労働安全衛生センター連絡会議 〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL: 03-3636-3882 FAX 03-3636-3881 joshrc@joshrc.net



第31回総会 熊谷信二氏による記念講演「三大事件-ダイオキシン、アスベスト、胆管がん-を語る」

# 死ぬまで元気です

## Vol.40 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか?私はただ今まだ まだ好調でございます。

あっという間に8月が過ぎ9月がやって きましたが、まだまだ残暑厳しくないです か。夏にはプールに行って泳ぎまくろうか と思っていたのに、泳ぎに行く間もなく9 月を迎えてしまいました。え?泳げるの か?浮いてた方がいいんじゃないか?で すって...。確かに今プールで浮いていた りしたら大量に水を飲んだドザエモンのよ うに見えるかも。ミギえもん改めドザえも んって... なんでやねん!

一人で乗り突っ込みしました。失礼いた しました。

さて、8月は2週続けてビッグイベント がありました。21、22日の土日はジャパン・ キャンサー・フォーラム(JCF)が、28、 29 日の土日には日本石綿・中皮腫学会が それぞれオンラインで開催されました。

JCF では、21 日には中皮腫サポートキャ ラバン隊主催の中皮腫 ZOOM サロンをさ せていただき、患者さんやご家族さんが十 数名集まってくれました。予定時間をオー バーしたので別の URL を立ち上げて再度 皆さんに集まっていただき延長戦までさせ ていただきました。

翌22日のセッションでは、国立がん研 究センター腫瘍内科の米盛先生が「中皮腫 の臨床的特徴や治療開発について」という 講演をして下さいました。今までにない切 り口で分かりやすい話でした。講演後は米 盛先生による腹膜・心膜・精巣鞘膜中皮腫 の患者さん専門の「よろず相談室」を開催 いたしました。こちらは相談者の質問に対 してひとつひとつ丁寧にしかも分かりやす く答えて下さいました。司会を務めた私も かなり勉強させていただきました。

そして翌週の28、29日は「日本石綿・ 中皮腫学会」学術集会がありました。

有料でしたが、一般の私たちも視聴しな がら勉強ができるということでキャラバン 隊の運営スタッフに声を掛けて数人で視聴 させていただきました。学術集会というだ けに業界の専門用語や略語、アルファベッ トが飛び交い、難解でたびたび苦しみまし たが、なかなか素晴らしい研究発表などが 聴けて勉強にもなりました。

実は私も29日の学術集会の中で「本邦 における中皮腫患者の全国実態調査~年齢 で異なる生活困窮、経済的格差の要因の考 察~」という話をさせていただきました。 また、学術集会の裏側では「市民公開講座」

も催されて、こちらはどなたでも無料で視聴できました。この中には医師や看護師の方々に紛れて、私も「患者から見た中皮腫」という題名で話をさせていただきました。こちらの2本の発表は実は事前に録画撮りして学会の事務局にデーターを送ったのですが、この2本の録画をするのに二週間ほどかかりました。自分でパワーポイントで資料を作成し、そのスライドに合わせて音

声を録音するんですが、何度も何度も噛んだり、詰まったりでやり直しの繰り返しでした。できた時の達成感はありましたが、元来滑舌の悪い私ですから、なかなか自分でも納得するものができませんでした。

いつになったら、直接皆さんの前でお話ができる時が来るんでしょうか。まだしばらくはこうしたオンラインでのイベントが続くのでしょうね。

「余命」 1 年と告げられ 18 年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

# もはやこれまで 栗田 英司 著

- ●「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員 ●「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中
- ●「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中 皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】 関西労働者安全センター TEL:06-6476-8220 FAX:06-6476-8229 mail to:koshc2000@yahoo.co.jp 「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる 「中皮腫」奥者の闘病の記録

# もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは? 死ぬとは? 中皮腫でお悩みの方、 がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。 この本には「希望」があります――。

SEIKOSHA

■出版社:星湖舎

http://sksp.biz/index.html

■体裁:四六判、本文 184 頁、ソフトカバー

■定価:本体 1500 円+税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 韓国からの

## ■造船会社の集団皮膚炎、原因は「親環境塗 料工

雇用労働部は1日、造船会社の塗装作業労 働者の集団皮膚疾患の調査結果を発表した。 調査は昨年9月に、現代重工業労働組合が、 会社が新しく導入した「無溶剤塗料」を使っ た後、塗装作業者が次々皮膚疾患を起こした として、塗料の使用を中止して危険性を確認 して欲しいと要請したことから始まった。昨 年4月に導入した該当の塗料を使った労働者 が、皮膚に赤い斑点と水ぶくれができる皮膚 発疹を起こした。

これに労働部は、今年2~4月、現代系列 の造船会社3ヶ所と三星重工業、韓進重工業、 セジン重工業、テソン造船と塗料メーカーの KCC蔚山工場、チュゴクサマ・ペイント、 IPKなど、10企業の労働者 1081 人を対 象に臨時健康診断を行った。この内、55人 が皮膚疾患に罹っていて、内53人は現代系 列の造船会社の労働者だった。現代重工業 が35人、現代尾浦造船が9人、現代三湖重 工業が9人だった。残りの2人の有症状者は チュゴクサマ・ペイントで働く労働者だった。

労働者が罹った皮膚疾患の原因について、 労働部は「無溶剤塗料に含まれた過敏性物質 が原因である可能性が極めて高い」とした。 無溶剤塗料は大気中にオゾンを発生させる揮 発性有機化合物 (VOCs) の含有量が 5 %以内 で、環境親和的な塗料に分類される。政府は 環境親和的な塗料の使用を拡大しようとし、 無溶剤塗料の使用で揮発性有機化合物の排出 を減らせば、これを実績と認定している。

労働部によれば、造船会社と塗料メーカー が無溶剤塗料を開発して、ペイントに含まれ た揮発性有機化合物の含有量は低くなった が、代わりに新しい過敏性物質が含まれた。 労働部は特に親環境塗料の主成分であるエポ キシ樹脂が、既存の塗料に使われたものより 分子量が少なく、皮膚過敏性が大きくなった のが皮膚疾患を起こしたものと判断した。通 常、分子量が少ないほど皮膚過敏性が高まる。

労働部は現代重工業、現代尾浦造船、現代 三湖重工業に対して、化学物質導入時には皮 **膚過敏性の評価をしなければならないという** 安全保健措置命令を出した。労組は労働部の 措置は充分ではないという立場だ。2021年 8月1日 京郷新聞 コ・ヒジン記者

## ■防護服を着ておばあさんと花札をする医療 スタッフ/インターネットユーザー感動「心 まで治療するよう」

療養病院で働いていると思われる一人の医 療スタッフが、隔離された老人の退屈を慰め るために、防護服を着たまま一緒に花札をす る姿がオンライン上に公開されて話題になっ ている。新型コロナと戦って患者を世話する ために努力する姿が、多くの人々に爽やかな 感動を与えている。

1日のツイッターには「隔離された療養病



院でおばあさんと花札をする医療スタッフ。 孤独なおばあさんのための医療スタッフの小 さな努力と配慮」というメッセージと一緒に、 一枚の写真が公開された。写真の中ではある おばあさんが病床に座って花札をし、防護服 を着た医療スタッフが向かい合って座って相 手をしている。新型コロナの拡散で外部の人 の病院面会が難しくなった状況で、高齢の患 者の寂しさを慰めるために努力する姿だ。

該当のツイートは3日までに1万人を越えるインターネットユーザーが共有した。また、1万4千人余りが「いいね」を押した。

写真を見たインターネットユーザーは「防護服は二酸化炭素がちゃんと排出されず、脱水が強く起きるのにすごい」、「医療スタッフが心まで治療するようだ」、「涙が出る」等の反応を見せた。ソーシャルディスタンスの四段階では、療養病院での訪問面会が禁止される。現在首都圏では四段階、非首都圏には三段階が施行中で、一部地域でも四段階を維持している。2021年8月3日 民衆の声 カン・ミンソン記者

## ■「ワクチン接種後に四肢麻痺」/ 40 代の 看護補助者に初めての産災認定

新型コロナワクチンを接種した後、四肢麻痺症状が現れた 40 代の看護補助者に、勤労福祉公団が産業災害と認定されるという判断を行った。新型コロナワクチン接種の後に現れた疾病に業務関連性を認めたのは、初めて。

勤労福祉公団は3月にアストラゼネカ (AZ) ワクチンを接種した後、四肢麻痺症状が現れて、免疫疾患の一種である「急性播種性脳脊髄炎」と診断された看護補助者Aさんを、業務上疾病判定委員会(判定委)の審議を経て、産業災害と認定すると明らかにした。

判定委は4日、感染内科と職業環境医学の

専門家、法律家など7人で構成された審議会議を行った結果、看護補助者であるAさんが△ワクチン優先接種対象に該当し、事業場の積極的な案内に従った点、△接種が業務時間と認定された点、△接種しない場合、業務の遂行が難しい点などを見る時、業務と関連した接種という事実が認められると判断した。

判定委はまた、Aさんにワクチンの副反応を誘発するほどの基礎疾患や遺伝疾患がなく、接種と副反応の間に時間的関連性が認められるという点を挙げて、業務の他に疾病に影響を及ぼす要因はなかったものと見た。更に「疾病管理庁はコロナ19ワクチンの副反応として(該当の疾病に対する)先例がなかったり、資料が充分でないと判断したが、このような事項が産災の認定において因果関係を否定する根拠になるには不充分だ」と明らかにした。ワクチン接種による疾病ということが明確に確認されなくても、業務と関連した疾病という判断は出せるということだ。

先に、コロナ 19 予防接種対応推進団は世 界保健機構 (WHO) の副反応分類 5 項目 (① 因果性が明白な場合、②因果性に蓋然性があ る場合、③因果性に可能性がある場合、④因 果性が認められにくい場合、⑤明確に因果性 がない場合)の内、Aさんの事例は④に該当 すると見た。但し、新しく開発されたワクチ ンに関しては依然として知られていない領域 が多い点を考慮して、④の項目を「資料が不 充分で判断が難しい場合」(④-1)と「ワク ンより他の理由による可能性の方がより高い 場合」(④-2)に細かく分類し、新設した④ -1 に最大 1 千万ウォンの医療費を支援する ことにした。これは因果性を認めることも排 除しにくい「グレーゾーン」を設定するもの で、疾病管理庁の予防接種被害補償専門委員 会はAさんの事例を結局、④-1に該当する

と判定した。2021年8月6日 ハンギョレ 新聞 シン・ダウン記者

## ■韓国タイヤ労働者の白血病、5回目の産災 認定

韓国タイヤで、労働者の白血病が再び産災 と認められた。この会社で5回目の事例だ。

金属労組大田忠北支部などの説明を総合す れば、韓国タイヤ大田工場の労働者Aさん (57) は、先月 26 日に勤労福祉公団・業務上 疾病判定委員会から自身が病んでいる急性骨 髄性白血病が業務との関連性があると認めら れた。

A さんは 1987 年から 33 年間、韓国タイ ヤ大田工場で働き、タイヤのゴムを均等に分 散させるための各種薬品の混合作業をしてき た。2019年の健康診断で最初に異常が見付 かった後、昨年の健康診断で白血球の数値が 減少する症状が現れ、同年12月に急性骨髄 性白血病と診断された。Aさんは業務の過程 で有害物質にばく露したことが該当疾患の原 因だったとして療養給付を申請した。韓国タ イヤは「申請者がしている業務には有害物質 は含まれない」と主張した。

業務上疾病判定委員会は、全員一致でAさ んの疾病が業務に起因すると判断した。判定 委は「過去のタイヤ工場の疫学調査で、白血 病に関する有害因子へのばく露が確認され、 ゴム産業の仕事と血液がんの関連性が疫学研 究の結果として良く知られている点、過去に 洗練工程の業務を行った時に、ベンゼンが含 まれた物質を扱った点、30年以上の長期間 をゴム産業に従事した点などを総合的に考慮 すれば、申請人の疾病と業務の間に相当な因 果関係が認められる」と判定した。

金属労組の説明では、韓国タイヤの労働者 の中で白血病(血液がん)を産災と認められ た事例はAさんが5番目だ。2001年にイ・ 某さんが産業災害不承認取り消し訴訟によっ て白血病を産災と認められ、2003年にチョ ン・某さんとユ・某さんも、裁判所の判決で 白血病と作業環境の関連性を認められた。こ のような判例が積もった結果、2012年には 韓国タイヤの協力業者の職員のクォン・某さ んは、同じ疾病で訴訟まで進むことなく、勤 労福祉公団で産災認められた。2021年8月 9日 ハンギョレ新聞 シン・ダウン記者

## ■無免許の原動機で出勤途上の交通事故/ 「業務上災害」の判決が続く

無免許で原動機に乗って出勤している途中 に交通事故が起きたとしても、労働者の重過 失による犯罪行為が原因でなければ、業務上 災害に該当するという判決が続いて出た。裁 判所は、交通事故が労働者の故意または重過 失で発生したものかは、厳格に解釈して適用 するべきだとした。

ソウル行政法院は先月7日、Aさんが勤労 福祉公団に提起した療養不承認処分の取り消 し訴訟で、原告勝訴の判決をしたと明らかに した。会社員のAさんは2019年11月、原 動機の免許がないのに電動キックボードに 乗って出勤する途上で交通事故が起きた。A さんは横断歩道の緑色灯が点滅しているのに 無理に渡ろうとし、青信号で動き出した貨物 車と衝突した。左側の脛骨を骨折する重傷を 負ったAさんは、昨年1月、公団に療養給付 を申請した。

しかし公団は、「交通事故処理特例法上、 無免許運転と信号無視に当たる重過失による 『犯罪行為』によって事故が発生した」として、 Aさんの療養給与申請を不承認とした。産災 保険法 37条2項によれば、勤労者の犯罪行 為が原因になって発生した負傷・疾病・障害 または死亡は、業務上災害とは見ない。

Aさんは「貨物車の運転者の過失が加わって交通事故が発生したもので、自分の犯罪行為が原因になって発生した事故とは見られない」として、行政訴訟を提起した。

裁判所は「電動キックボードの運転行為は 犯罪行為とは見られず、出勤途中に発生した 事故は業務上災害に当たる」として、Aさん の請求を認容した。裁判所はAさんの過失は 認めながら、Aさんの重過失による「犯罪行 為」が原因になったとは断定しにくいとした。

「無免許バイクで出勤中の死亡事故」に対しても、業務上災害に該当するという類似の判断が出た。蔚山地方裁判所は、先月 15 日に死亡したバイク運転者 B さんの配偶者が勤労福祉公団に出した、遺族給付と葬祭料不支給処分の取り消し訴訟で、原告勝訴とした。

工場労働者のBさんは、昨年2月に50CCのバイクに乗って出勤する途中に、T字形の交差点を通過した直後に、1tトラックの後のバンパーにぶつかって転倒して死亡した。Bさんの配偶者は遺族給付と葬祭料の給付を勤労福祉公団に請求したが、公団は無免許運転は犯罪行為に該当するという理由で拒否した。Bさんの配偶者は行政訴訟を提起した。裁判所は「Bさんが無免許状態で強制保険に加入せずにバイクを運転をしたことが、事故の直接的な原因と見ることはできない」として、配偶者に軍配を挙げた。2021年8月17日毎日労働ニュースホン・ジュンピョ記者

■宣陵駅で死亡した配達労働者の追慕の場を引き上げ/プラットホーム企業に安全保障を要求ソウルの宣陵(ソンヌン)駅前の通りで、貨物車に轢かれて亡くなった40代のバイク配達労働者の現場追悼の場が29日に終わる。



故人の出棺が行われた。事故に遭った配達労働者と委託契約を結んだ㈱「優雅な兄弟」の「配達の民族」が、遅くはなったがすべての葬儀費用を支給すると伝えられた。

民主労総サービス連盟サービス一般労働組合配達サービス支部(労組)は、故人の出棺と同時刻の29日午前9時、ソンヌン駅の追悼の場を引き上げると、この日の報道資料で明らかにした。

労組によれば、前日の夕方、労組の仲裁で、 「配達の民族」の使用者が遺族に葬儀費用を 全て支給することを決めた。

当初、使用者は葬儀費用を支給するとした 後、弔意金の形で一部だけを支給すると通知 して、労組の反発を買っていた。26日に事 故が発生した次の日、労組は事故現場に、故 人が乗っていたバイクを置いて、追悼の場を 用意した。その後、追悼の場には配達労働者 たちと市民の追悼の行列が続いた。それだけ 社会的な問題として浮上したのだ。

労組は「9月から『配達の民族』の代表交渉労組として賃金交渉を始める。更に、クパン・イーツとライダーユニオンとで共同交渉団を構成して団体交渉を準備している」とし、「私たちは今回のプラットホーム企業との交渉で、ライダーの安全問題についてプラットホーム企業の責任を問い、ライダーの安全を保障する方案を作る」と強調した。2021年8月29日 民衆の声 チェ・ジヒョン記者

(翻訳:中村猛)



## アスベスト救済基金全国 ホットライン実施 8月21~22日

#### E.7

毎年8月に実施される アスベスト救済基金全国 ホットラインが今年も実施 された。コロナ禍にもかか わらず、報道も積極的に ホットラインについて取り 扱ってくれたおかげで、西 日本では2日間に79件、 その後も相談電話は止まず に9月2日までに105件 が寄せられている。

病名別で見てみると、 今年も中皮腫の相談が11 件と多く、そのうち5件は 闘病中の方やご家族からの 相談である。このような事 案は迅速な対応が求められ るため、ひょうご労働安全 衛生センターを中心にフォ ローがされているところで ある。補償があることで安 心して治療を受けることが できるが、すでに労災や救 済給付の手続きは行われ て、決定待ちという事案が 目立った。中皮腫をはじめ

とするアスベスト疾患につ いては石綿救済法に基づく 救済給付が受給できること は医療機関にも周知されて いることから、医療ソー シャルワーカーなどが協力 して手続きを進めていると 考えられる。労災について も、すでに退職しているこ とや勤めていた事業場が廃 業していることなどを理由 に手続きが進められていな い傾向が例年みられるが、 今年の相談においては労災 請求を行い、認定されてい るケースが多かった。

肺がんについても同様 で、15件の相談のうち石 綿に起因する肺がんかどう かで議論になっているもの は3件であり、比較的労災 が認められている方からの 支給金などに関する相談が 多かったと言える。

じん肺・石綿肺が疑われ る事案は9件を数え、じん 肺健康診断結果証明書を送 付して主治医等で診てもら うべく支援が進められてい る。相談者には石綿健康管 理手帳は発行されているも のの、中皮腫や肺がんのよ うな顕著な石綿関連疾患が ないために、経過観察で済 まされていることもある。 中には、健康管理手帳の指 定医療機関が初診時に石綿 肺所見があるというじん肺 健康診断結果証明書を発行 してくれていたという相談 者もいて、このケースにつ いては石綿肺の認定に向け て再度じん肺検診を受けて もらうことになった。

決定までの期間が長い という相談もいくつか見ら れるが、コロナ禍で監督署 の体制が整わないのか、あ るいは昨年相談があった ケースのように不慣れな職 員による不適切な調査のた めに長引いてしまっている のか原因は不明である。



今回は、2021年5月17日の最高裁判決を受けて支給金に関する問い合わせが多く、11件が労災補償の受給者からの支給金等についての相談であった。11件の中には造船業従事者や船員における健康被害被災者からの相談が含まれるが、これらは泉南アスベス

ト訴訟最高裁判決に基づく 国家賠償にも、建設アスベスト訴訟に基づく支給金に も当てはまらない。個別に 企業補償を求めるのか、あるいはより広範な石綿健康 被害に対する国からの賠償 制度の構築を目指していく のか考えさせられる機会で もあった。





# 中皮腫ポータルサイト みぎくりハウス

# みぎくりハウス https://asbesto.jp/



中皮腫患者さん同士をつなぐ、患者さんによる患者さんのためのポータルサイト お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

## 全国労働安全衛生センター連絡会議

安全衛生情報が満載 URL: https://joshrc.net/

# 8月の新聞記事から

- 8/1 過労死等の労災認定基準について、厚生労働省 の専門検討会が見直しを求める報告書をまとめた。現行 の「過労死ライン」は妥当とした上で、労働時間以外の 負荷も考慮することが適切とした。報告書を受け、同省 は約20年ぶりに労災認定基準を見直し、今秋までに全 国の労働局に诵達する方針。
- 米ゲームソフト最大手アクティビジョン・ブリ 8/3 ザードは、子会社ブリザード・エンターテインメントの 社長の退任を発表した。アクティビジョンでは女性社員 に対するセクハラが 10年以上にわたって横行していた とされる。同社の株価は下落した。同社は先月20日、 幹部らが職場に広がる「フラットボーイ(友愛会男子)」 カルチャーに浸かり、それを通じて女性に対するハラス メントや差別を助長していたとして、本社があるカリ フォルニア州の当局から訴訟を起こされていた。
- 8/5 建設現場でアスベストを吸い肺がんなどを発症 したとして、北海道の元労働者と遺族らが国に損害賠償 を求めた集団訴訟の控訴審は、札幌高裁で和解が成立し た。最高裁が5月に国の賠償責任を認める統一判断を示 した後、集団訴訟で和解が成立するのは全国初という。
- 新型コロナウイルス感染症にかかわる労災決定 件数が累計で1万件を超えた。労働者災害補償保険の請 求があった件数は7月21日現在で累計1万5621件、決 定件数は同1万1007件となった。2021年4月以降は請 求件数、決定件数ともに月1000件の大台を超えている。 多くは患者の診療にあたる医療従事者だが、製造業、運 輸・郵便業などでも増加傾向にある。
- 8/10 アメリカ・ニューヨーク州のアンドリュー・ク オモ知事が、辞意を表明した。元部下などの11人の女 性に対するセクハラ言動の数々が、州司法当局に「認定」 されたことを受けて決断。クオモ知事は、3日にも州の 司法長官が公表した調査報告書にあるセクハラ行為を改 めて否定していたが、2週間以内に辞任する考え。

中国のIT大手・アリババで、女性社員が性的暴 行を受けたと内部告発した。社員の訴えによると、出張 で取引先に大量の酒を飲まされ酩酊した後、男性上司ら に暴行を受けたという。女性はこの被害を社内で訴え出 たが、取り合ってくれなかったため、食堂にビラを撒く 形で告発。アリババのダニエル・チャン(張勇)CEOは、 性的暴行に及んだとされる上司を永久追放すると発表。

- 熊本県の上益城消防組合消防本部の男性係長が 2019年5月、上司からのパワハラを訴えて自殺した問題 で、県人事委員会が元上司に対する組合の処分を一部取 り消す裁決をしていた。裁決は11日付。組合は20年3 月、男性の自殺と当時消防司令だった50代男性による パワハラとの因果関係を認め、停職6カ月の懲戒処分と 2階級の降格処分としたが、、元上司は20年5月、パワ ハラはなかったとして県人事委に審査請求していた。県 人事委はパワハラを認めた上で、「停職処分は妥当だが、 降格処分は性急・拙速」と判断、降格処分を取り消した。 組合は降格で生じた給与の差額を元上司に支払う。
- 8/19 2019年に発覚した「神戸市立小学校・教員間い じめ問題」で、適応障害となり療養した被害者の男性教 諭について、地方公務員災害補償基金が公務災害と認定 していた。認定は 2020 年 12 月 8 日付。被害教諭は採用 1年目の2017年から激辛カレーを無理やり食べさせら

- れたり、日常的に暴行や暴言を受けた。適応障害と診断 されて2019年9月から欠勤し、同11月に公務災害認定 を申請していた。同基金は公務中のいじめが体調不良の 原因になったと認めた。被害教諭は2020年4月から別 の市立小学校に復職している。
- 8/20 「全国一般徳島地方労働組合」の60代男性執行 委員長が、長年にわたり女性部下へのセクハラやパワハ ラを繰り返したとして辞任した。上部団体にあたる全日 本自治団体労働組合(自治労)県本部が今年4月、第三 者委員会を設置し、双方から聞き取るなどして調査し、 「極めて悪質な人権侵害」と判断した。女性は19年ごろ から体調を崩し、うつ病と診断された。女性は7月に慰 謝料など330万円を求める損害賠償請求訴訟を徳島地裁 に起こしている。
- 8/23 カリフォルニア州の住民投票で 2020 年 11 月に 可決された発案「Proposition 22」に、カリフォルニア州 判事は米国時間20日、州憲法に違反しているとの裁定 を下した。Proposition 22 は、ギグエコノミー企業で働く 人を個人事業主と位置付けられるようにするものだ。ア ラメダ郡高等裁判所判事は、この発案は州が職場の基準 を設定する能力を不当に制限すると裁定した。

介護職員がサービス利用者やその家族から受け たハラスメントの事例とその後の対応について、三菱総 合研究所がまとめた。柔軟なシフト変更や、相談しやす い体制づくりが大切だと指摘。厚生労働省の補助事業と して作成。セクハラや怒鳴ったり、理不尽なサービスを 要求したりする精神的暴力の合わせて 14 事例を紹介し ている。事例集は3月に作成。厚労省のホームページか ら閲覧できる。

- 長崎県の元嘱託職員の女性が上司にセクハラや パワハラを受けたとして県と元上司に損害賠償を求めた 裁判で長崎地裁は、ハラスメントを認定し、県に33万 円の慰謝料などの支払いを命じた。県の福祉関連の部署 で働いていた原告の40代の女性は2018年4月から6月 までの間、男性上司から仕事中に体を至近距離まで近付 けられるなどのセクハラ行為を受けたほか、理不尽な叱 責などのパワハラも受け、適応障害になったとして県と 元上司に約470万円の損害賠償を求めていた。
- 8/30 アスベストを吸い込んで中皮腫になったとして 横須賀市に住む男性が、日立パワーソリューションズに 損害賠償を求めていた裁判で、横浜地裁横須賀支部は会 社に 2200 万円の支払いを命じた。 原告は 1961 年から 99年まで溶接作業に従事していた小山春生さん。判決 は「溶接作業に従事するものが、アスベストにばく露し て生命に重大な障害が生じる可能性があることを認識す べきだった」などとして日立パワーソリューションズに 2200万円の支払いを命じた。
- 岐阜県郡上市は、2019年に郡上北部クリーン 8/31 センターの男性職員が自殺していた。上司のパワハラが 原因として市の責任を認め、遺族に和解金約 2800 万円 を支払う。上司は 2020 年 3 月末に自己都合で退職。 男 性職員は当時の男性上司から、再三にわたり指導や注意 を受けていた。センター所長に相談したところ、上司は 男性職員が自分の異動を企てていると思い激高し叱責し た。男性職員は精神的に追い詰められて自殺した。昨年 10月公務災害に認定された。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全(株)製

## らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **(別国) [7] Relief** インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と 快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のイン ナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類		型	色	サイズ	S	М	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
りくよりだい	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	_
Super	兼	Super	グレー・ブル	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	_
Relief	用	Relief	- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	_

(頒価) 5,700円(送料別)■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

## 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込 み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名 を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960 - 7 - 315742●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

関西労働者安全センター 関西労働者安全センター

1 部		200円		
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円		
"	2部	4,800円		
"	3部以上は、1音	部につき2,400円増		
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増			

## Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷ー



# 

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号 TEL 06 (6551) 6854 FAX 06 (6551) 1259